

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）10月5日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

持続的物流体制構築検討事業委託業務

(2) 業務の目的

本道の物流においては、トラック運転手の働き方改革（2024年問題）、トラックドライバー不足など様々な取り巻く環境による影響が懸念されている。

そのような中、安定的かつ持続的な輸送体制の確保に向けて、輸送の効率化や輸送モード間の連携強化、サプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフトの更なる推進が図られてきている。

国では、「総合物流施策大綱（令和3年6月15日閣議決定）」や「物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日関係閣僚会議決定）」において、モーダルシフト推進を位置付けているほか、「今後の鉄道物流のあり方検討会」における中間とりまとめ（令和4年7月）を踏まえ、鉄道貨物輸送の拡大に向けてJR貨物が目標を設定して取組を推進している。

道では、「北海道交通政策総合指針 重点戦略（令和3年3月）」や、北海道交通物流連携会議物流対策ワーキンググループにおいてとりまとめた「北海道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた検討報告書（令和4年5月）」において、輸送モード間の連携によるモーダルシフトの推進を位置付けている。

こうした状況を踏まえ、本調査では、鉄道輸送へのモーダルシフトの推進を図るため、モーダルシフトの現状や推進に係る障壁を整理するとともに、鉄道輸送へのモーダルシフトの更なる推進のための調査・検討を行う。

(3) 業務の内容

「道内間（上り・下り）」、「北海道一本州間」、「海上輸送とのミックス」の3つの切り口で以下の①～③について調査・検討

①モーダルシフトのグッドプラクティス整理

- ・ 鉄道へのモーダルシフトまたは鉄道貨物輸送の拡大（荷量・品目・対象エリア等）について、関係者へのヒアリング等により検討することになったきっかけ、検討過程、貨物鉄道による輸送を選択した決定要因等を事例ごとに整理
- ・ 上記の内容を踏まえ、モーダルシフト実現に至った要因を分析

②モーダルシフト実施の障壁・課題整理

- ・ 荷主、物流事業者へのアンケート・ヒアリング等により、鉄道へのモーダルシフト実施に向けた検討の障壁・課題を整理

③モーダルシフト推進方策の検討

- ・ 課題等への対応方策等を検討の上、今後、鉄道へのモーダルシフトの可能性のある品目・対象エリア等を整理するとともに、モーダルシフトの推進方策を検討
- ・ 具体的な取組内容が明らかになった場合、実証実験の可能性についても検討

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

(5) 納入場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課物流班

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和 5 年（2023 年）10 月 19 日（木）15:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課物流班（担当：小林・柳原）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 011-231-4111（内線 23-833）

011-204-5796（直通）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和 5 年（2023 年）10 月 5 日（木）から 11 月 2 日（木）まで

なお、交付時間は、8:45 から 17:30 まで（日曜及び土曜日を除く）とする。

※令和 5 年（2023 年）10 月 5 日（木）のみ 15:00 から 17:30 までとする。

(2) 交付場所

3 (1) ウに同じ。

(3) 交付方法

3 (1) ウで交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 3 の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和5年（2023年）11月6日（月）15:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

3(1)ウに同じ

6 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

3(1)ウに同じ

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者は公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。